


# 第三者保証報告書



**独立保証報告書**

2010年8月4日

コスモ石油株式会社  
取締役会 御中

KPMG あずさサステナビリティ株式会社  
東京都新宿区律久戸町1番2号

代表取締役社長 **魚住 隆太**

取締役 **菅藤 和彦**

**目的及び範囲**

当社は、コスモ石油株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成したコーポレートレポート2010(以下、「コーポレートレポート」という。)に対して限定的保証業務を実施した。本保証業務の目的は、コーポレートレポートに記載されている2009年4月1日から2010年3月31日までを対象とした環境・社会パフォーマンス指標及び環境会計指標(以下、「指標」という。)が会社の定める基準に従って作成されているか、また、Global Reporting Initiative(以下、「GRI」という。)アプリケーションレベルに関する自己宣言がGRIの定める基準に準拠しているかについて保証手続を実施し、その結論を表明することである。

コーポレートレポートの記載内容に対する責任は会社であり、当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。

**判断規程**

会社は環境省の環境報告ガイドライン、「サステナビリティ・レポート・ガイドライン 2006」(GRI)等を参考にして定めた指標の算定・報告基準(以下、「会社の定める基準」という。)に基づいてコーポレートレポートを作成しており、当社はこの会社の定める基準を指標についての判断規程として用いている。また、GRIアプリケーションレベルについての判断規程としては、GRIの定める基準を用いている。

**実施した保証手続**

当社は、サステナビリティ情報審査協会のサステナビリティ情報審査実施指針(2009年12月改訂)及び国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAIE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(2003年12月改訂)に準拠して本保証業務を実施した。本保証業務は限定的保証業務であり、主としてコーポレートレポート上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。

当社の実施した手続には以下が含まれる。

- コーポレートレポートの作成・開示方針についての質問
- 会社の定める基準の検討
- 指標の把握、集計、開示のためのシステム並びに全社及びサイトレベルでの内部統制の検討
- 全社集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査による原始証拠との照合並びに再計算の実施
- コスモ石油株式会社松山工場における現地往査
- GRIアプリケーションレベルについてGRIの示す基準に照らした検討
- 指標の表示の妥当性に関する検討

**結論**

上述の保証手続の結果、コーポレートレポートに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って作成されていないと認められる事項は発見されなかった。また、GRIアプリケーションレベルに関する自己宣言が、GRIの示す基準を満たしていないと認められる事項は発見されなかった。

当社及び本保証業務に従事したものと会社との間には、サステナビリティ情報審査協会の倫理規程に規定される利害関係はない。

以上

第三者保証の結論は独立保証報告書のとおりですが、その過程で気付いた評価できる事項および改善が期待される事項について以下に記載します。



KPMG  
あずさサステナビリティ(株)  
**安藤 亮太 氏**

コスモ石油グループは従来から継続して「GRIサステナビリティ・レポート・ガイドライン2006」に準拠してレポートを作成しています。日本ではまだ普及が進んでいるとはいえませんが、GRIガイドラインはサステナビリティ報告の主要なグローバル・スタンダードとなっています。企業活動のグローバル化に対応した、我が国におけるサステナビリティ報告の先進的取り組みとして評価されます。

第2次連結中期CSR計画(P.11)の構成要素である安全計画、人権/人事計画および環境計画について、2009年度の主な目標、活動実績および目標達成度の自己評価が記載されています。目標達成度の自己評価については、可能な限り定量的な判断基準により評価されていますが、一部定性的な実績評価が見受けられます。2010-2012年度を対象とした第3次連結中期CSR計画(P.12)では、できる限りテーマごとに定量的目標と評価基準を設定して内部的に運用・管理するとともに、より一層客観的かつわかりやすい形でステークホルダーに対し報告を行っていくことが期待されます。

## GRIガイドラインへの対応

コスモ石油グループは、読者の皆様に対して、GRIガイドライン\*の報告枠組みの要素が、どの程度本レポートの作成のために適用されたかを明示できるように、「GRIサステナビリティ・レポート・ガイドライン 2006」のアプリケーション・レベル・システムを適用しました。KPMGあずさサステナビリティ(株)は、パフォーマンス指標の信頼性に対してだけでなく、アプリケーション・レベルの適切性についても保証を行っています。

\*GRIガイドラインは、UNEP(国連環境計画)の公認団体である国際的非営利団体「Global Reporting Initiative」が策定した、組織が持続可能性報告書を作成する際にそのパフォーマンス情報を開示するための枠組みとなるガイドラインです。



本レポートは、GRI Sustainability Reporting Guidelines 2006に定義される、アプリケーションレベルB+に該当します。

	C	C+	B	B+	A	A+	
標準開示	G3 プロフィールの情報開示	報告 1.1 2.1-2.10 3.1-3.8,3.10-3.12 4.1-4.4,4.14-4.15	外部保証を受けた報告書	レベルCの要求項目に以下を加える 1.2 3.9,3.13 4.5-4.13,4.16-4.17	外部保証を受けた報告書	レベルBと同様	外部保証を受けた報告書
	G3 マネージメント・アプローチの開示	要求項目なし		各カテゴリーの指標に対するマネージメント・アプローチの開示		各カテゴリーの指標に対するマネージメント・アプローチの開示	
	G3 と業種別補足文書のパフォーマンス指標	パフォーマンス指標について少なくとも10の報告があること。そのうち、社会、経済、環境分野について少なくとも一つ報告があること		パフォーマンス指標について少なくとも20の報告があること。そのうち、経済、環境、人権、労働、社会、製品責任分野について少なくとも一つ報告があること		G3の中核指標及び業種別補足文書のパフォーマンス指標に対応していること。重要性の原則を考慮して、a)指標について報告、またはb)指標の報告の省略の説明があること	

GRIガイドライン該当箇所の詳細はWEBをご覧ください。  
<http://www.cosmo-oil.co.jp/csr/gri.html>